

奈良県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十六年十二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

#### 奈良県規則第四十二号

奈良県税条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

奈良県税条例の一部を改正する条例（平成二十六年七月奈良県条例第五号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十二月二十四日とする。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行する。